

遺言書作成による税理士のビジネスチャンスの拡大  
～遺言書作成における税理士の利益～

弁護士法人アイランド新宿法律事務所  
アイランド新宿代表弁護士 木村 峻郎  
東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー6階  
TEL: 03-3340-5080  
FAX: 03-3340-5081

## <遺言>

### 第1 <チャレンジ問題>

基本的理解を確認するために以下の問題を解いてみて下さい。

Q1 Aが自筆証書遺言として作成した書面であっても、遺言書としての効力が認められないものはどれか。以下に挙げた事例中、無効となる遺言書の番号を、全て挙げて下さい。

- 1 表題部に「遺言書」という記載のないもの
- 2 日付の記載のないもの
- 3 押印のない遺言書
- 4 押印があっても、妻が銀行印として利用している印鑑を借用して、押印したもの
- 5 「妻Bに相続させると記載されていた土地」は、相続発生前に既に売却され、被相続人が他界したときには、遺産に含まれていなかった遺言書
- 6 遺言書に添付された遺産目録が、パソコンで作成されていたもの
- 7 認知症を患っている者が作成した遺言書
- 8 家庭裁判所の検認手続を経していない書遺言

Q2 遺言書に記載することにより、初めてその効力が認められる事項は、どのようなものがありますか。その全てを書き出して下さい。

Q3 公正証書遺言と自筆証書遺言のどちらを選択すべきか、その長所と短所を全て記載して下さい。

## 第2 <遺言書の作成が何故ビジネスチャンスにつながるのか>

### 1 税理士のメリット

- (1) コンサルティング会社や信託銀行が遺言書の作成を通じて、クライアントの資産を仔細に把握することが出来るため、クライアントに対し、資産の有効活用を勧めることができる。
- (2) 遺言書作成に関わることにより、クライアントとの強い信頼関係を築くことが出来る。

### 2 遺言書の作成により生じるクライアントの具体的なメリット

#### 記

- (1)遺産争いを防止して、円満な親族関係を維持することが出来る。
- (2)遺言書を作成すれば、配偶者等、特定の相続人の利益を優先させることが出来る。
- (3)遺言書に従い、期限内に相続税申告をすることが可能となるため、配偶者控除等、税務上の特典の利益を受けることが出来る。
- (4)配偶者に対する思いやり
  - ①配偶者の法定相続分は2分の1であるが、遺言書の作成により、更に4分の3まで増やすことが出来る。
  - ②遺言書を作成することにより「配偶者居住権」を認め、配偶者が預金を相続することから自宅を相続しなくても自宅に居住することが出来る。
  - ③配偶者に行った特別贈与は、遺産分割協議の対象外にすることが出来る。
- (5)弁護士費用の支払は不要となる。

### 3 前記(1)の〈相続人間における遺産争いの防止〉について

- (1) 遺言書が作成されていれば、遺言書に従って遺産分割が行われるため、遺産争いを防止することが可能となる。
- (2) 兄Cと弟Dとの間で遺産争いが始まると、Cの妻子とDの妻子も参戦し、いわば「家族ぐるみの争い」となる。そのため、被相続人Aの法事すら行うことが出来ない事態まで生じてしまうことが少なくない。

#### 4 前記(3)の〈税務上の恩恵〉について

- (1) 遺言書により、誰が、どの資産を相続するか相続税の納付期限までに確定するため、相続税の納付に際し、被相続人の配偶者は一定限度までは非課税となる。
- (2) そして、又、自宅不動産の相続についても「小規模宅地による減税」という恩恵を受けられることになる。

#### 5 前記(5)の〈高額な弁護士費用の節約〉について

- (1) 相続人間で遺産を巡る紛争が発生すると、弁護士に依頼せざるを得ない場合があるが、その場合、弁護士費用は「依頼者が最終的に取得した相続財産金額を基準に算出する」ことが原則的な取り扱いになる。そのため、「何千万円という高額な弁護士報酬を支払う」ことも少なくない。
- (2) しかし、遺言書を作成していれば、遺言書に従って相続することになるため、遺産争いを防止することが可能になるので、弁護士を依頼せずに済む」というメリットがある。

### 第3 <クライアントに対する遺言書作成の勧め方>

- 1(1) 病気を患い「死を意識したとき以外には、そのうち遺言書を作成すれば良い」と考え、**遺言書の作成を先送り**にしているケースが**圧倒的**に多くある。  
これは、現時点において、「自己が死亡したときの遺産分割を、どの様にしたら良いのか、未だ考えていないこと、そして又、自分は元気で、**現時点において遺言書を作成する必要性を感じていないこと**」が、その主たる理由である。
- (2) しかし、事故その他の原因による「突然死」があり得ることは確かな事実であり、「自分だけは例外」ではない。又、遺言書の作成を先送りにしている間に、高度の認知症を患い、遺言書を作成したくても作成することが出来なくなってしまったという場合もある。
- (3) そこでリスク管理の一環として「仮に無駄になったとしても、念のため遺言書を作成しておくことにより家族、特に妻を安心させることができる」旨を説明することが、極めて効果的な場合が多い。
- (4) 作成した遺言書は**何時でも書き直す**ことが出来る旨を説明して、気軽に

作成して貰う。

## 第4 < 自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを選択すべきか >

### 1 公正証書遺言の長所と短所

#### <長所>

- ① 公正証書遺言を作成する場合「遺産を各相続人にどの様に分配するのか」を決定する必要から、被相続人が、公証人と何度も遺言書の内容について協議を行うため、被相続人も遺言の内容を慎重に決定することが可能になる。
- ② 遺言者が預金通帳のコピーや不動産の登記簿謄本等の資産に関する資料を入手して、公証人に遺産の内容をチェックして貰うので、正確に遺産の内容を把握することが出来る。
- ③ 公正証書遺言は公証人が作成して、これを保管するので、その後の変造を防止し、又紛失を防止することが出来る。

#### <短所>

- ① 上記の各手続が極めて煩雑である。被相続人が「自己の所有する不動産の登記簿謄本や預金通帳のコピーを取得して公証人に提出しなければならない」という手続の煩雑さのため、公正証書遺言の作成を忌避してしまう場合が多い。
- ② 相続発生前に被相続人が土地を売却することにより、遺言の内容が遺産の内容と一致しない場合が生じる。
- ③ 公証人に対し、高額な手数料の支払をしなければならない。

### 2 自筆証書遺言の長所と短所

#### <長所>

- ① 遺言書の作成はもとより、その書き直しも簡単に行うことが出来る。例えば、公正証書遺言書を作成後、銀行預金の入出金を行うため、残高に変動が生じたり、或いは「遺産の一部を、被相続人が売却してしまった場合でも、簡単に遺言書を書き直すことが出来る。
- ② 自筆証書遺言は、遺言者自らが遺言を作成するため、作成費用は不要である。

- ③ 近時、後述の「自筆証書遺言を法務局で保管する制度が実施」されたため、「変造や紛失等のトラブルを防止することが可能」である。

#### <短所>

- ① 高齢のため遺言書の全文を自ら手書きすることが、困難な場合がある。
- ② 遺言書が紛失したり、その内容が変造される危険性がある。
- ③ 相続発生後、遺言書の保管者が家庭裁判所に検認の申立をしなければならぬ煩雑さがある。

### 3 自筆証書遺言の留意点

#### (1) 自筆証書遺言の有効要件

##### 記

- ① 遺言の内容を、遺言者自身が手書き記載すること
- ② 作成年月日を記載すること
- ③ 遺言者が手書きで署名を行い、押印をすること

#### (2) 改正法における自筆証書遺言の簡略化（968条2項）

##### ①旧法

遺言者が「全文自署」を要件としているが、遺言者が多数の不動産や預貯金等、多くの遺産を有する場合、その全てを**財産目録に自署で記載することは、実際上困難である。**

##### ②改正民法の内容

**遺言書に財産目録を添付する場合、遺言者の自筆による記載を要件とせず、例えば、パソコン等で作成したり、或いは銀行預金通帳のコピーを添付したりすることで足りるものとして、自筆証書遺言の作成を簡単にした。**

#### (3)法務局における遺言書の保管等に関する法律に基づく、自筆証書遺言の保管

##### ① 民法の問題点

- ① 自筆証書遺言による遺言書は自宅で保管されることが多いため、遺言書が紛失するおそれがある。

- ㊦ 遺言書の廃棄、隠匿等の不正行為が介入する危険がある。
  - ㊧ 相続発生後、遺言書の所持人が「家庭裁判所に対して行う、検認の申立手続が煩雑」である。
- ② 法務局が遺言書を保管するため、前記㊦㊧の弊害を回避することが出来る。
- ③ 又、当該制度を利用すると、㊧記載の「検認」手続も不要となる（法11条）。そこで、自筆証書遺言の持つ短所が大幅に改善された。
- ④ なお、法務局に対する保管申請を行う際に、法務局が有効な遺言書であるか否か確認作業を行うことから、遺言書の作成方法の方式違反により無効となるというリスクも回避される（法4条2項）。
- ⑤ 但し、法務局は「遺言書を保管したことを全相続人に通知するため、遺言書の作成を秘密にしておくことは出来ない」という点に留意する必要がある。

## 第5 <遺言の効力が問題となる具体例>

### 1 配偶者に相続させることにしていた土地の売却と遺言の効力

Q 被相続人 A は公正証書遺言書を作成していたが、妻 B に相続させることになっていた土地は、A が生前に売却してしまい、A の死亡時には既に当該土地は存在していない。この場合、当該遺言書は全部が無効となるか

A

当該土地はもはや A の遺産ではないので、B が相続することが出来ないことは当然である。そこで、遺言の当該部分は無効とさせるを得ないが、遺言の他の部分までは無効にする必要はない（民法 1023 条 2 項）。そこで、B は当該土地を相続することが出来ないが、遺言書の他の規定に従った相続や、自己の法定相続分或いは遺留分の規定に従い、A の遺産を相続することになる。

### 2 複数の遺言書が存在する場合の留意点

被相続人 A は合計 3 通の遺言書を作成していたことが判明致しましたが、有効となるのは最新の遺言書で、他の遺言書は必ず無効になるのか。

1(1) 複数の遺言が存在する場合「常に新しい日付の遺言書だけが、有効になると誤解してしまう」場合がある。

しかし、民法 1023 条は、既に作成している遺言書と新しく作成された遺言書の内容が矛盾抵触しているときは、矛盾抵触している部分に限って「新しい遺言で既に作成している遺言を撤回したものと取り扱う」と規定している。

(2) そこで、既に遺言書が作成されていても、それが新しく作成された遺言書の内容と矛盾抵触をしていなければ、どちらの遺言書も有効となる。

2 例えば、被相続人 A が「**自宅不動産を妻 B に相続させる**」と内容の遺言書（以下「遺言書①」という。）を作成した後、「**預金は長男 C に相続させ**

る」という内容の遺言書（以下「遺言書②」という。）を新たに作成しても、それは遺言書①の内容と矛盾抵触がないので、遺言書①に従い、妻 B が自宅不動産を、そして遺言書②に従い長男 C が預金をそれぞれ相続することになる。

3 ちなみに、その後、A が「預金は長女 D に相続させる」という内容の遺言書（以下「遺言書③」という。）を更に作成した場合、遺言書③と遺言書②は「預金の帰属」について矛盾抵触することになる。そこで、この場合、民法 1023 条 1 項によって、後に作成された遺言書③が優先され、遺言書②は撤回（「無効」の意）されたものとして無効となる。

### 3 認知症を患っていた者が作成した遺言書の効力

問 1 A が作成した自筆証書遺言は、その作成時に、A が既に認知症を患っていたことが判明した。この遺言書は有効か。

A

1(1) 遺言が有効であるためには、遺言者が遺言能力を有していなければならない。遺言能力とは通常の判断能力、即ち、満 15 歳以上の者であれば、通常有している能力を意味する（民法 961 条）。

(2) しかし、遺言能力の有無は裁判官が具体的事情を総合して判断するものであり、一般人が正確にその有無を理解することは極めて困難な場合が多い。その結果、「認知症であれば、遺言能力がないため、遺言も無効となる」と考えてしまう者も、少なくない。

2 しかし高齢者は、その程度の差があっても認知症を患うことが少なくな。しかし、軽度の認知症、即ち「日常生活に必要なことは自分で判断して行うことができる」程度の場合には、なお「遺言能力がある」ということが出来る。

3(1) そこで、具体的なトラブルに際して「遺言能力があるか否かについて、とりあえず一応の判断をする必要がある場合、①従前に医師が作成してい

たカルテに認知症の記載があるか否か、そして②医師が投与している処方薬から、それは重度の認知症であったか等を検討する。

(2) そして、更に、③医師が長谷川式テストを行っている場合には、その結果を検討することになる。仮に当該テストの結果が15点以下である場合には遺言能力が無い可能性が高くなる。そして、④被相続人が介護施設に入所し或いは病気療養のため病院に入院していた場合には、介護記録等も検討する。

(3) 被相続人が「これから遺言書を作成する」場合には、相続開始後の遺言能力の有無に関する争いを防止するため、⑤遺言書作成の前後にその判断能力に関する医師の診断を受けたいえ、当該診断書を遺言書と一緒に保管しておくことが得策である。

以上